

2. 入札物件の現地案内

「販売物件明細書」に記載のとおり。

3. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、この限りではない。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和2年度～令和6年度の林産物の売払いに係る資格確認の交付を受けた者であること。
- (4) 契約担当官等から指名停止を受けている期間中でないこと。

4. 契約条項等の交付場所、交付期間及び交付方法

(1) 交付場所

愛媛森林管理署 閲覧室

担当：総務グループ 総括事務管理官

TEL：089-924-0550

(2) 交付期間

公告の日から令和6年4月25日（木）

（ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年12月13日法律第91号）第1条第1項各号に掲げる行政機関の休日を除く）の午前9時00分から午後5時00分まで（正午から午後1時までを除く）。

(3) 交付方法

上記4.（1）の場所にて交付する。

また、四国森林管理局ホームページからダウンロードすることもできる。

公売公告情報URL

<http://www.rinya.maff.go.jp/shikoku> > 公売・入札情報 > 林産物（立木・素材）の売払情報 > 国有林産物公売公告 > 公売物件（素材）

国有林野の産物売払規程URL

<http://www.rinya.maff.go.jp/shikoku> > 公売・入札情報 > 林産物（立木・素材）の売払情報 > 国有林産物公売公告 > 林産物の購入に関する留意事項

国有林野事業林産物売買契約約款URL

<http://www.rinya.maff.go.jp/shikoku> > 公売・入札情報 > 林産物（立木・素材）の売払情報 > 国有林産物公売公告 > 林産物の購入に関する留意事項

5. 入札日時、場所及び方法

(1) 入札日時

入札日時 令和6年4月25日（木）午前10時00分

開札 入札後即時開札

(2) 入札場所

愛媛森林管理署 入札室

(3) 入札方法

ア 令和6年4月25日（木）午前10時00分までに上記5.（2）の場所に入札書、林産物の売払いに係る有資格を証する書面等を持参し、午前10時00分までに入札すること。

イ 郵便入札も可とするが、郵便入札を行う場合は、令和6年4月24日（水）午後5時00分までに上記4.（1）の担当あて到着するように、書留郵便（封筒には朱字で「素材販売入札書在中」と明記すること）で提出すること。ただし、再度の入札を実施する場合は、引き続き行うため、郵便入札を行った場合は再度の入札には参加できない。

ウ 入札書には売払番号を明瞭に記載すること。

エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6. 保証金

(1) 入札保証金

免除する。

ただし、落札者が契約を結ばないときは、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。なお、この場合、林産物の売払いに係る資格を取り消す、又は付与しないことがある。

(2) 契約保証金

免除する。

ただし、落札者が契約を履行しなかったため契約を解除したときは、落札金額の100分の10に相当する金額を違約金として徴収する。この場合、林産物の売払いに係る資格を取り消す、又は付与しないことがある。

7. 落札者の決定

契約担当官等が定める予定価格以上の最高入札価格をもって、有効な入札を行った入札者を落札者とする。

8. 契約書の作成

契約の締結は、契約書の作成を必要とし、双方記名押印したときに成立する。

9. 代金の延納

(1) 代金の延納

1件の契約金額が60万円以上となる場合は、代金の延納を認める。

(2) 延納の担保

1. 国債、2. 地方債、3. 金融債（長期信用銀行法に規定する銀行、農林中央金庫又は商工組合中央金庫の発行する債券）、4. 手形交換所加入銀行、農林水産大臣が確実と認める銀行若しくは信用金庫、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は都道府県信用農業協同組合連合会（以下、「金融機関」と総称する）の支払保証に係る手形、5. 金融機関に対する定期預金債権とする。

(3) 延納の期限

6ヶ月以内とする。

10. 代金の納付期限及び延納担保の提供期限

契約締結の日から起算して20日以内とする。ただし、日曜日、国民の祝日・その他の一般の休日及び土曜日が当該日となる場合はその前日とする。

11. 物件の引渡期限

契約書に定める現金納付分の納付があった日又は代金延納の担保の提供があった日から15日以内とする。

12. その他

(1) 本公告に示した競争参加に必要な資格のない者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(2) 本公告に記載の無い事項については、入札者注意書等による。

【お知らせ】

1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。

この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、四国森林管理局ホームページの「発注者綱紀保持に関するお知らせ」をご覧ください。

2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。